

# バーゼルⅢに残されたリスクシナリオ

金融調査部  
菅野泰夫

CoCos 調達コスト、国債「益出し」利益控除時の内部留保減少のストレステスト

## [要約]

- 大手邦銀の2012年3月期連結決算では、軒並み堅調な利益水準となっており、業績の回復が鮮明となってきた。この結果、邦銀の多くは内部留保の蓄積を加味すれば、普通株式等 Tier1 比率の7%の達成の目処が立つこととなり、来年から実施されるバーゼルⅢに関する懸念は払拭されたとの見方が強い。
- 4月にバーゼル銀行監督委員会から発表されたバーゼルⅢの各国の進捗状況をみても、日本での対応が先行しており、どこかバーゼルⅡ実施時の状況と重なる部分もある。6月18日、19日に開催されるG20メキシコサミットでは、バーゼルⅡの実施タイミングが各国で足並みが乱れた反省から2013年からのバーゼルⅢ同時実施に対する強固な意思決定が行われるかが注目される。
- 残されたバーゼルⅢのリスクシナリオとしては、予想外の内部留保の減少であろう。特にコンティンジェント・キャピタル(CoCos)での調達コストに関しては依然不透明な部分が多く、調達コストの上昇で内部留保が予想以上に減少することも想定される。
- 本稿では、当該リスクシナリオの検証として、邦銀大手行を対象に、コンティンジェント・キャピタルによる調達コストの上昇によって、内部留保がどの程度減少するかのストレステストを実施した。加えて、昨今邦銀の利益を大きく押し上げたといわれる、保有国債等の売買益を控除したインパクトの試算も行った。その結果、資本保全バッファーが完全実施される2019年3月の段階で、最も高いストレスがかかるときには、2.78%程度普通株式等 Tier1 比率を押し下げる試算を得た。ただし、前期並みの収益力が継続するならば、資本には、尚、余力が残る結果となり、邦銀のバーゼルⅢ実施に関する優位性が維持されることには変わりはないであろう。

## バーゼルⅢの各国の適用状況

邦銀の順調な内部留保利益の積み上がりによりバーゼルⅢの警戒感は後退

邦銀のバーゼルⅢに対する警戒感が後退している。5月に発表された大手邦銀の2012年3月期の連結決算では、一部の銀行で国内上場企業での最高益となるなど、業績の復調が鮮明となってきたといえる。金利低下が続くなか本業の貸出金利鞘が低迷しているが、金融円滑化法の延長等も含めた与信コストの低下や、保有国債等による売買益が重なり好調な決算内容となった。この環境を見て、大手邦銀の多くは、今後は株式調達をしてまでも普通株式等 Tier1 比率を高める必要性はない判断しているようだ。将来的な内部留保の蓄積により、資本保全バッファーを含めた7%の最低基準値に関してはフェーズイン（段階的導入）の期間で十

分達成できるとの見方が強い。

更に、残りのリスク要因として懸念されていた D-SIFIs (Domestic SIFIs or SIBs) も、4 月に金融安定理事会より発表された内容<sup>1</sup>を確認すると、取り立てて、邦銀のリスク要因では無いといつても過言でないであろう。着実に日本の銀行におけるバーゼルⅢへの対応が、他国の銀行よりもリードしている印象を受ける。

バーゼルⅢ導入の進捗状況は欧米より日本がリード

更に 4 月にバーゼル銀行監督委員会から発表されたバーゼルⅢ導入適用における各国の進捗状況をみても、日本での対応が先行していることが分かる。図表 1 は各国でのバーゼルⅢの対応状況を示しているが、日本での進捗状況は既にバーゼルⅢルールが決定（改正告示が発表）していることが分かる。その一方、当該銀行規制の発起人である欧米諸国では、依然国内でのバーゼルⅢの最終ルールが決定していない状況であることは重要な事実として認識すべきである。

図表 1 各国のバーゼルⅢ導入の進捗状況

Status of Basel III adoption (as of end March 2012)		
Country	Basel III	Next steps – Implementation plans
Argentina	1	On-going work to draft preliminary documents.
Australia	2	Draft rules for capital requirements issued on 30 March 2012. Draft rules to implement liquidity requirements issued in November 2011 for public consultation until 17 February 2012.
Belgium	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Brazil	2	Draft regulation published for public consultation on 17 February 2012.
Canada	2	On 1 February 2011, banks were directed to meet the 7% CET1 standard as of January 2013. Regulations for (i) non-viability contingent capital and (ii) transitioning for non-qualifying instruments published August and October 2011 respectively. Draft regulation for definition of capital and counterparty credit risk issued to banks in March 2012.
China	2	Draft regulation combines BII, B2.5 and BIII. Public consultation ended in 2011. Final rule expected to come into force in Q3 2012. Will be applied to all banking institutions.
France	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Germany	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Hong Kong SAR	1,3	(3) Bill passed by the Legislative Council on 29 February 2012 and published for the purpose of creating rule-making powers for the implementation of Basel III. (1) Industry consultation underway on policy proposals for inclusion in rules. Consultation on draft text of rules scheduled for second half of 2012.
India	2	Draft regulation released for comments on 30 December 2011.
Indonesia	1	Draft regulation to be released for consultation with industry in Q2 2012.
Italy	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Japan	3	Draft regulation published on 7 February 2012 – Final rules published on 30 March 2012 – Implementation of final rules (end of March 2013 – In Japan, the fiscal year for banks starts in April and ends in March).
Korea	1	Draft regulation to be published in the first half of 2012.
Luxembourg	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Mexico	1	Final rule expected in Q2 2012.
The Netherlands	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Russia	1	Draft regulations under development.
Saudi Arabia	3	Final regulation issued to banks.
Singapore	2	Public consultation on draft ended in February 2012. Final rule is expected to be published in mid-2012.

バーゼルⅢ導入の進捗状況(2012年3月時点)		
1. ドラフト案がまだ発表になっていない		
2. ドラフト案の発表		
3. バーゼルⅢルール決定		
4. バーゼルⅢ実施		

South Africa	1	Draft amendments to legislation issued on 30 March 2012 for consultation.
Spain	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Sweden	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
Switzerland	2	Public consultation on draft regulation on Basel III has been finished in January 2012. Decision on final rules text expected until mid-2012. Final SIFI regulation (level: Banking Act) adopted by Parliament on 30 September 2011 – Draft SIFI regulation (level: accompanying ordinances) was published in December 2011; decision on final rule text expected before end-2012.
Turkey	1	Draft regulation expected to be published in mid-2012.
United Kingdom	(2)	(Follow EU process – third compromise text published)
United States	1	Draft regulation for consultation planned during Q2 2012. Basel 2.5 and Basel III rulemakings in the United States must be coordinated with applicable work on implementation of the Dodd-Frank regulatory reform legislation.
European Union	2	Third compromise text (directive and regulation) published by the Danish Presidency on 28 March 2012.

(出所) バーゼル銀行監督委員会資料により大和総研作成

そもそも金融危機の震源地であった欧米の対応より規制強化が先行し、邦銀の国際的な競争力が低下することに対しては疑問を持たざるを得ないとの意見も多い。バーゼル銀行監督委員会では、バーゼルⅡの実施タイミングが各国で足並みが乱れた反省から、バーゼルⅢの実施は 2013 年の各国同時実施を予定している。しかし現状では、ギリシャ危機を背景とした欧州情勢等での不透明感から、更なる金融規制の強化に関しては消極的な姿勢が続いている模様だ。特に欧州の金融機関を取り巻く環境は、今後も予断を許さない状況である。欧州銀行監督機構

<sup>1</sup> “Extending the G-SIFI Framework to domestic systemically important banks”、FSB、16 April 2012

(EBA) で課された、2012 年 6 月末までのコア Tier1 比率<sup>29%</sup>の達成への懸念に関しては、一旦は収束したかに見えたが、スペイン等の一部の銀行の健全化懸念により、再度不安視する見方も強い。

この状況下で、6 月 18、19 日に開催される G20 メキシコサミットでは、金融規制の取扱いが注目されるところだ。過去の G20 では、バーゼルⅢを 2013 年に全世界同時に実施するという強いメッセージが伝わってきた印象を受ける。今回は、現在の欧州の環境下で、何処まで各国がバーゼルⅢを推進できるかが注目されている。

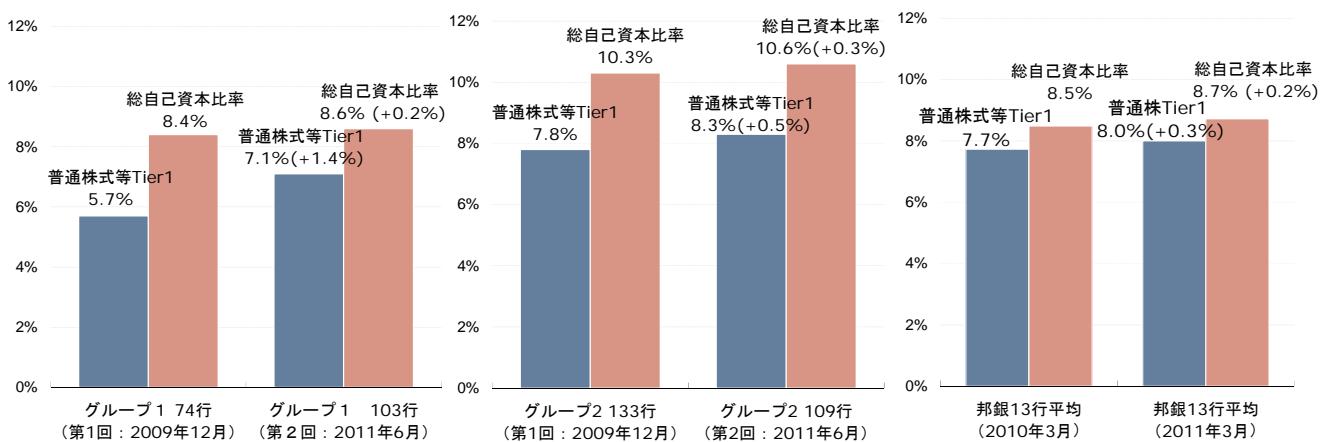
## バーゼルⅢの第 2 回定量的インパクトスタディ (QIS)

普通株式等 Tier1 比率は世界的に上昇傾向

ただし、欧米以外の各国の金融機関を含めると、着実にバーゼルⅢへの対応を進めているといわれている。4 月にバーゼル銀行監督委員会から発表されたもう一つの資料に第 2 回定量的インパクトスタディ (QIS) がある。当該試算結果では、2011 年 6 月末の時点で、無形固定資産や繰延税金資産等の控除項目について経過措置を考慮しない完全実施ベースでの足許の普通株式等 Tier1 比率や控除項目の試算等を行っている。前回 (第 1 回 : 2009 年 12 月末時点) の QIS とグループ分けや参加国が拡大された違いはあるが、比較した結果を図表 2-1、2-2 にまとめている。

この結果をみると、概ね、各国の銀行はバーゼルⅢ対策を進めている状況が鮮明になりつつある。特に普通株式等 Tier1 比率は、グループ 1 (Tier1 資本が 30 億ユーロ超で国際的に活動している銀行)、グループ 2 (その他の銀行) ともに大きく改善していることが分かる。グループ 1 平均では、2009 年 12 月末の 5.7% から 2011 年 6 月末までに 7.1% (前回比 : +1.4%)、グループ 2 平均では、7.8% から 8.3% (同 : +0.5%) に改善しており、既に最低所要普通株式等 Tier1 比率の 7% を上回っていることが確認できる (図表 2-1 を参照)。

図表 2-1 定量的インパクトスタディの結果と邦銀試算の比較



(注 1) 控除項目を除いた完全実施ベースでの計測、括弧内は第 1 回による増減

(注 2) 邦銀平均は国際基準行 13 行を対象に大和総研で試算

(出所) バーゼル銀行監督委員会資料により大和総研作成

<sup>2</sup> 正確にはバーゼルⅢの普通株式等 Tier1 比率の定義とは一致しないことに留意。

図表 2-2 定量的インパクトスタディの結果と邦銀試算の比較（控除項目）

		全体合計 (MSRs、15% 超項目は除外)	のれん	無形固定資産 ※注1	繰延税金資産 (10%超過部分 + 繰越欠損金)	ダブルギアリング ※注2	その他(年金費用等)
グループ1平均	第1回QIS 2009年12月(87行)	-38.5%	-19.0%	-4.60%	-7.00%	-4.30%	-3.60%
	第2回QIS 2011年6月(103行)	-29.8%	-15.4%	-3.60%	-4.90%	-2.90%	-3.00%
グループ2平均	第1回QIS 2009年12月(136行)	-23.7%	-9.4%	-2.30%	-2.80%	-5.50%	-3.70%
	第2回QIS 2011年6月(109行)	-25.1%	-10.5%	-2.50%	-4.30%	-4.40%	-3.50%
国際基準行平均 (邦銀13行)	2010年3月	-22.1%	-2.9%	-5.29%	-3.43%	-5.14%	-5.29%
	2011年3月	-22.0%	-2.4%	-4.62%	-4.11%	-4.93%	-5.91%

(注 1) のれん除く

(注 2) 従来のダブルギアリングの控除項目 + 対応控除アプローチ 3 番ルールを試算して計測

(出所) バーゼル銀行監督委員会資料により大和総研作成

また、同時点での邦銀（国際基準行）13 行の平均値も試算してみると、同様に普通株式等 Tier1 比率が 7.7% から 8.0%（同 : +0.3%）と着実に改善していることが分かる。さらに、普通株式等 Tier1 の控除項目も大手行を中心としたグループ 1 では大きく減少しており（図表 2-2 参照）、この調査結果だけをみて判断すれば、世界各国の銀行が、順調にバーゼル III 対策を実施しているとの見方もできる。

重要なのは普通株式等 Tier1 比率以上に全体の比率の達成

ただし、一見、順調なバーゼル III への対応状況であるが、総自己資本比率（Tier1 + Tier2）の上昇は全体的に普通株式等 Tier1 比率の上昇に劣後するともいえる。現にグループ 1、グループ 2 をみても、普通株式等 Tier1 比率の改善と比較して全体的に総自己資本比率は小幅な改善に留まっているといえるだろう。今回のバーゼル III の対応では、多くの識者が普通株式等 Tier1 比率に関する言及することが多いが、当然最終的な目標は規制資本全体の総自己資本比率を達成することにある。特に今般の告示改正の対象とはなっていないものの、2016 年 3 月以降は、3 つのバッファー（資本保全バッファー、カウンター・シクリカル・バッファー、資本サーチャージ）が段階的に実施され、更なる自己資本比率（総自己資本比率 + バッファー部分）の引き上げが予定されている。ここで、システム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、邦銀が資本サーチャージの最低基準である 1% が追加されたと仮定すると、2016 年 3 月の時点で、自己資本比率として合計で 8.875% 以上（カウンター・シクリカル・バッファーを考慮して 9.500%<sup>3</sup>）が要求されることとなる（図表 3 参照）。

当然各行は、最低基準値付近での数値達成に留まらず、少なくとも 2~3% 程度の余裕をもってクリアすることを想定してくるであろう。結果的に、フェーズイン中の 2016 年 3 月の時点では少なくとも 11%~13% 程度の自己資本比率を目指して資本政策を検討するとの考え方が自然だ。バーゼル III の対策の多くが普通株式等 Tier1 比率の上昇に注力していただけに、残されたトップライン（総自己資本比率合計）の議論が今後本格化してくることが予想される。

<sup>3</sup> カウンター・シクリカル・バッファーは、総与信対 GDP 比率の急激な上昇を参考指標として、自己資本の追加的な積立が要求されることが提示されている。我が国では、資金需要の低迷から、総与信額の急激な上昇は想定しづらく、当面の間、日本国内での積立は軽微との見方が強い。ただし、各国での拠点においては、その国での積立ルールに準拠することとなるため、海外業務が多い銀行では、総額ではゼロにはならないとの見方が強い。

図表3 大手邦銀のバーゼルⅢ実施スケジュールと所要自己資本の予測

		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
普通株式等Tier1 比率		3.500%	4.000%	4.500%	4.500%	4.500%	4.500%	4.500%
Tier1 比率		4.500%	5.500%	6.000%	6.000%	6.000%	6.000%	6.000%
総自己資本比率		8.000%	8.000%	8.000%	8.000%	8.000%	8.000%	8.000%
バッファー	資本保全バッファー				0.625%	1.250%	1.875%	2.500%
	カウンター・シクリカル・バッファー(C.C.B) ※各國当局裁量範囲内の最高水準				0.625%	1.250%	1.875%	2.500%
	資本サーチャージ (Bucket 1 : G-SIFIs)				0.250%	0.500%	0.750%	1.000%
控除項目についての経過措置（段階的控除割合）			20%	40%	60%	80%	100%	100%
その他Tier1、Tier2資本のグランドファザリング		90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%
邦銀普通株Tier1 所要比率（資本保全バッファー+資本サーチャージ：Bucket 1のみ）		3.500%	4.000%	4.500%	5.375%	6.250%	7.125%	8.000%
邦銀自己資本所要比率（総自己資本比率+資本保全バッファー+資本サーチャージ：Bucket1のみ）		8.000%	8.000%	8.000%	8.875%	9.750%	10.625%	11.500%
邦銀最大自己資本所要比率（総自己資本比率+資本保全バッファー+資本サーチャージ：Bucket1+C.C.B）		8.000%	8.000%	8.000%	9.500%	11.000%	12.500%	14.000%

(注) 資本サーチャージ、カウンター・シクリカル・バッファーの段階的実施比率は大和総研の想定

(出所) バーゼル銀行監督委員会資料により大和総研作成

## バーゼルⅢに残されたリスクシナリオ

まずは、自己資本比率8%を達成した後に資本保全バッファーの積立が始まると

また普通株式等 Tier1 比率より、総自己資本比率を優先して達成することの意義が、そもそもバーゼルⅢの規則文書に記述されている。バーゼル銀行監督委員会によると、“普通株式等 Tier1 は、残額が資本保全バッファーに寄与する前には最低所要自己資本比率を満たすために使用されなければならない”としている<sup>4</sup>。要するに普通株式等 Tier1 比率7%の達成の前、まずは総自己資本比率8%を超えた後でないと、資本保全バッファーの積み立てに充当できないとの見解を示している（図表4参照）。無論、総自己資本を全て普通株で積み立てることが可能であれば良いが、現実的には、総自己資本の一定程度はバーゼルⅢに準拠したコンティンジェント・キャピタル<sup>5</sup>(CoCos)で積み立てる事となる。また現段階では正確な発表はないが、おそらく、資本サーチャージやカウンター・シクリカル・バッファーに関しても資本保全バッファーと同様、その積み立てには、総自己資本比率の水準達成が重要となる可能性も高い。

ただし現段階では国内・海外ともに発行事例が少なく、マーケットが形成されていないためコンティンジェント・キャピタルのプライシング（発行条件）は未知数の部分が多い。我が国で参考になるのは、昨年12月に国内で初めて発行された、野村ホールディングスのコンティンジェント・キャピタルが記憶に新しい。

<sup>4</sup> “A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems”, バーゼル銀行監督委員会, 2010年12月。

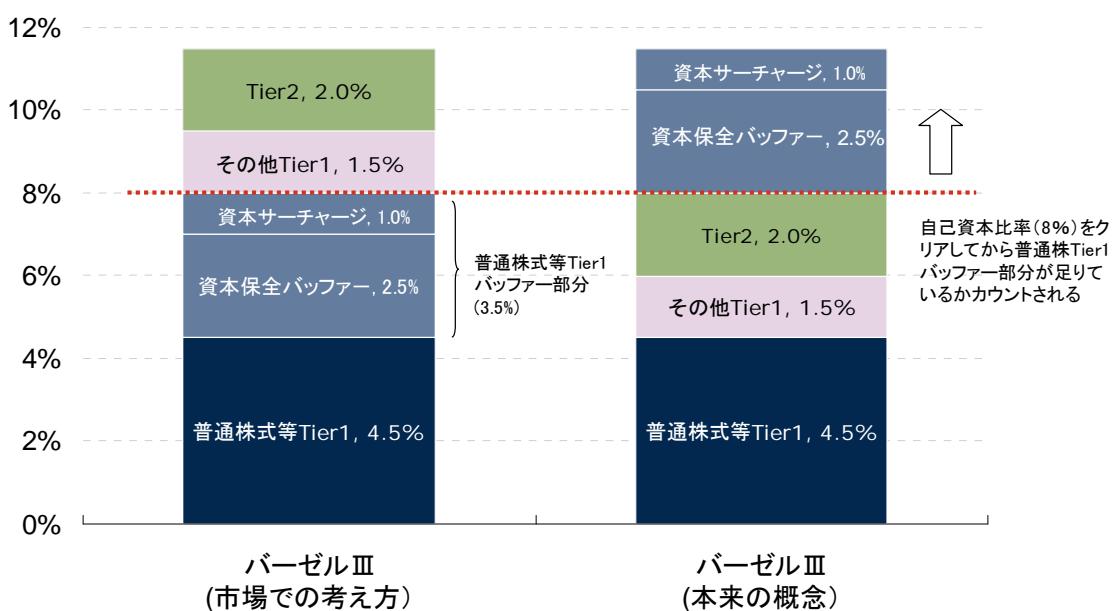
<sup>5</sup> コンティンジェント・キャピタルの詳細に関しては、大和総研レポート「コンティンジェント・キャピタル(CoCos)の課題」(菅野泰夫)、[2012年4月24日]を参考。

当初 5 年の利率 2.24% 水準は、同等の格付けの円建て劣後債より高い利率ではあるが、欧州各国のコンティンジェント・キャピタルでの発行事例と比較すると、各国の金利水準の違いを考慮しても低位な利率との印象を受ける。

残されたリスクシナリオはCoCosの調達コストの上昇か

投資家からの需要が強く、低い利回りで発行できるのであればバーゼルⅡ仕様からのリファイナンスは問題にならないであろう。ただし銀行の資本状況によって、トリガー事由の発動が認識されるリスクが大きく異なるため、所要普通株式等 Tier1 比率を何とか超えられる程度の銀行では高い利回りが要求されるリスクが予想される。その場合には、リファイナンスのたびに、コンティンジェント・キャピタルでの調達コストが上昇し、普通株式等 Tier1 に充当することを予定していた内部留保に更なる減少が生じる、負のスパイラルに陥る可能性が高い。この不確定要因が、バーゼルⅢ実施において邦銀に残された数少ないリスクシナリオのひとつといつても過言では無いであろう。

図表 4 バーゼルⅢの資本充足順位



(注 1) 資本サーチャージが 1 %であるケースを仮定

(出所) 大和総研

## コンティンジェント・キャピタル調達におけるストレステスト

コンティンジェント・キャピタルの利回りが3%、5%、7%となった場合の内部留保減少のインパクトを計測

今後もし、各行が調達しているバーゼルⅡ準拠の資本を、コンティンジェント・キャピタルでリファイナンスするたびに高い調達コストが必要となった場合、本当に株式調達をしない形で、普通株式等 Tier1 比率を達成できるのであろうか。そこで大和総研では、リスクシナリオが発生した場合において、経過措置の期間中どの程度の普通株式等 Tier1 比率の減少につながるのかを検証するストレステストを行った。

(ストレステストの前提)

当該ストレステストは、日本の国際基準において、特にその他 Tier1、Tier2

資本の調達事例が多い大手 4 行を対象とした。当該対象行が、2012 年度以降、償還が予定されている劣後債、優先出資、優先株等の金額<sup>6</sup>をそのままコンティンジェント・キャピタルにてリファイナンスすると仮定し、その上昇する調達コストのインパクトを計測している<sup>7</sup>。また 2012 年 3 月期決算で発表された、当期純利益、配当性向をベースにおき、毎年、一定の社外流出（2012 年 3 月期の配当性向が不変と仮定）を除いた金額が当該年度の利益として、毎年、内部留保されることを前提としている。試算結果では、調達するコンティンジェント・キャピタルの利回りの前提を 3%、5%、7% と置きそれぞれ 2013 年度～2019 年度までの完全実施までの間に、どの程度普通株式等 Tier1 比率が押し下げられるかを示した<sup>8</sup>。また、当初から全ての控除項目と既存のその他 Tier1 資本、Tier2 資本を差し引いた①完全実施ベースと、段階的に控除させた②経過措置ベースにおける試算を行っている（控除スケジュールは図表 3 を参照）。さらに、参考までに、前年度の決算で大幅に利益を押し上げた国債等の売買益が、今年度以降ゼロと仮定したときに普通株式等 Tier1 比率がどの程度押し下げられるかの試算も行った。

図表 5 は、当該ストレステストの結果を示している。コンティンジェント・キャピタルの調達コストを考慮しない大手邦銀 4 行での普通株式等 Tier1 の平均値（グラフ中の控除前）は、バーゼルⅢが開始する 2013 年 3 月の完全実施ベースで、7.85%、3 つのバッファーが開始される 2016 年 3 月には、9.93%、そして完全施行する 2019 年 3 月には 12.01% と推移する結果となった。そして、各々の調達コストによる違いをみると、3% の利回りで 2012 年以降の償還金額を全てコンティンジェント・キャピタルで調達すると（グラフ中の CoCos 3%）、2013 年 3 月時点で、▼0.02% 普通株式等 Tier1 比率を減少させる。同様にコンティンジェント・キャピタルを 5% で調達すると（グラフ中の CoCos 5%）、▼0.04%、7% で調達すると（グラフ中の CoCos 7%）、▼0.05% 押し下げる効果が確認された。この時点では各調達コストの違いは乏しいが、年数が経過していくと更に大きな違いが確認できる。3 つのバッファーが開始される 2016 年 3 月の完全実施ベースでは、控除前の普通株式等 Tier1 比率は 9.93% となる。同様に CoCos3% で、▼0.17%、CoCos5% で、▼0.28%、CoCos7% で、▼0.39% 押し下げる効果がある。更にフェーズイン期間が終了する 2019 年 3 月には、控除前の普通株式等 Tier1 比率が 12.01% となり、CoCos3% で ▼0.44%、CoCos5% で ▼0.73%、CoCos7% で ▼1.03% まで押し下げる効果が確認された。

この試算はあくまでも 2012 年 3 月期の邦銀の好調な決算での当期純利益をベースに内部留保を試算しているため、利益の前提が変われば大きくブレが生じる可能性が高い。特に前期決算では、大幅な金利低下の効果もあり保有国債の“益出し”の効果も大きいといわれる。そこで 2012 年 3 月期における国債等売買益（債券 5 勘定戻で代替）を控除した当期純利益（債券益控除）での普通株式等 Tier1 水準の押し下げ効果も経過期間中の試算を行った。2013 年 3 月には ▼0.25%、2016 年 3 月に ▼1.00%、2019 年 3 月には ▼1.75% 普通株式等 Tier1 比率を押し下げる効果が確認された。当該結果を合わせると 2019 年 3 月のバーゼルⅢ完全実施に、最大 ▼2.78%（CoCos7% : ▼1.03% + 債券益控除: ▼1.75% の合計）まで普通株

CoCos7% であれば、  
最大普通株式等  
Tier1 比率を▼  
1.03% の押し下げ効  
果がある

CoCos7%、国債等の  
「益出し」効果の控  
除を追加したとき、  
最大で ▼2.78% 普通  
株式等 Tier1 比率を  
押し下げる

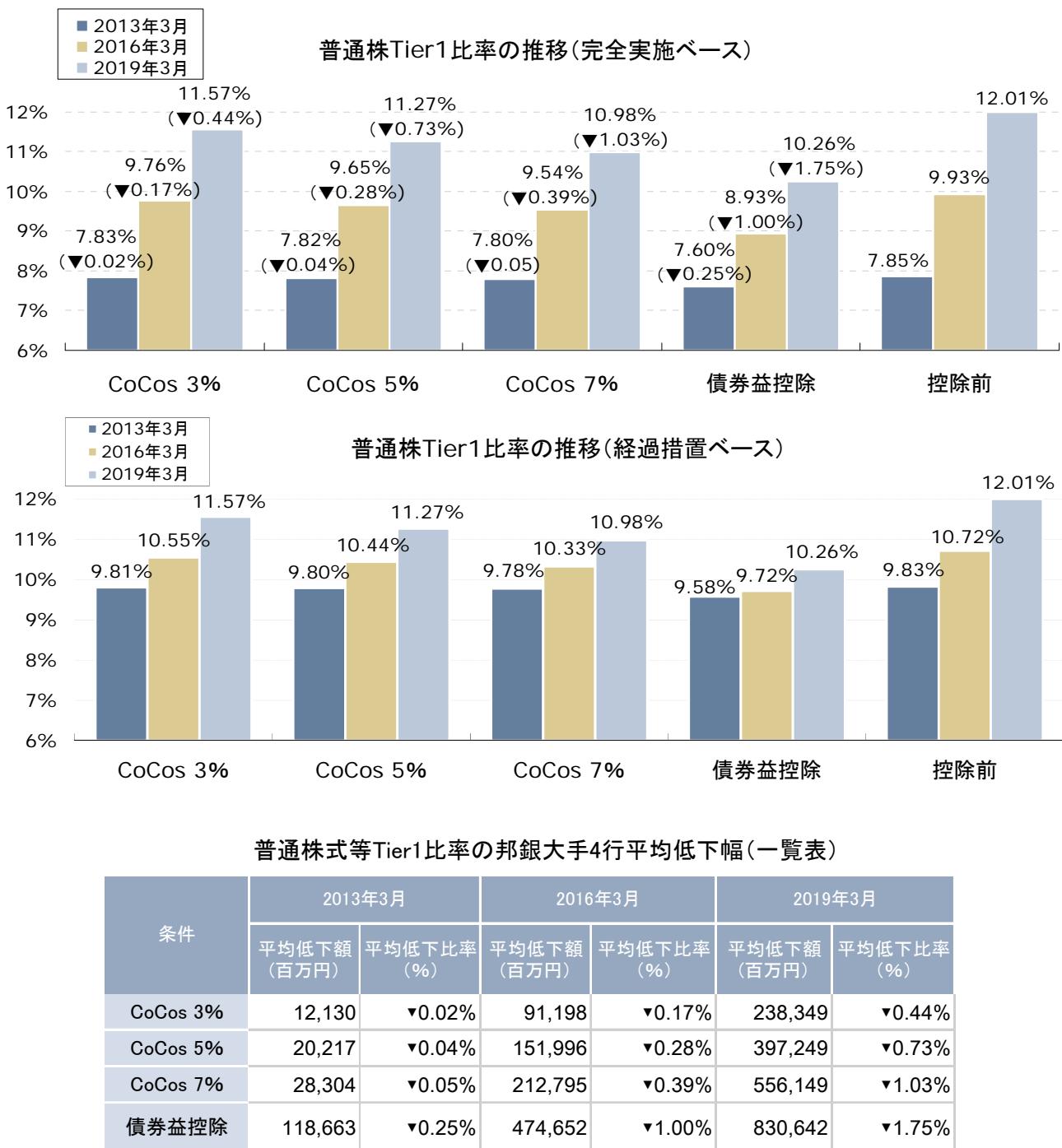
<sup>6</sup> 外貨建ての場合は、2011 年 12 月基準の為替レートで換算している。転換型優先株等に関しては、移行期間中における強制転換、公的資金の特例措置を踏まえて今回は対象外にしている。

<sup>7</sup> 特に 2013 年度以降、邦銀大手のその他 Tier1 資本、Tier2 資本に該当する調達額の多くが償還を迎える予定であり、バーゼルⅢ準拠の資本調達の重要性が指摘されている。

<sup>8</sup> 現在調達しているその他 Tier1 資本、Tier2 資本のコストもあるため、そのままバーゼルⅢ実施後の追加的なスプレッドと考えても問題ない。

式等 Tier1 比率を低下させる結果となった。

図表 5 邦銀大手 4 行平均の CoCos 調達コスト、債券売却益控除後の普通株式等 Tier1 比率の推移



普通株式等 Tier1 比率の邦銀大手4行平均低下幅(一覧表)

条件	2013年3月		2016年3月		2019年3月	
	平均低下額 (百万円)	平均低下比率 (%)	平均低下額 (百万円)	平均低下比率 (%)	平均低下額 (百万円)	平均低下比率 (%)
CoCos 3%	12,130	▼0.02%	91,198	▼0.17%	238,349	▼0.44%
CoCos 5%	20,217	▼0.04%	151,996	▼0.28%	397,249	▼0.73%
CoCos 7%	28,304	▼0.05%	212,795	▼0.39%	556,149	▼1.03%
債券益控除	118,663	▼0.25%	474,652	▼1.00%	830,642	▼1.75%

(注1) 括弧内は控除前との差分 (普通株式等 Tier1 比率を押し下げる比率)

(注2) 経過措置ベースでの控除前との差分は完全実施ベースと同様のため割愛

(出所) 各銀行発表資料より大和総研作成

## まとめにかえて

一連のストレステストでは、普通株式等 Tier1 を一定の水準まで押し下げる効

果が確認されることとなった。しかしながら、当該試算では、2019年3月時点では、求められるバッファー込みの普通株式等 Tier1 比率を十分に達成できる見込みが高い。また経過措置ベースでみても、2013年3月、2016年3月の双方とも所要普通株式等 Tier1 比率をクリアできる水準にあることも注目に値するであろう。今回の試算はあくまで平均値ベースであり、個別銀行ごとには多少のブレは存在するが、日本におけるバーゼルⅢ規制の実施のインパクトは、現在の好調な銀行決算が継続すれば軽微である可能性が高い。

また残された不確定要因としてはやはり与信コストの上昇が挙げられる。特に1年間の延長が決定された金融円滑化法の出口戦略でのソフトランディングの成否は注目されるだろう。もっともバーゼルⅢを当面実施しない地域金融機関（国内基準行）で影響が表面化したとしても、大手行における大幅な与信コストの上昇は想定しづらいであろう。我が国では、既に国際基準行向けの改正告示も発表されており、大きなサプライズがなければ、バーゼルⅢ実施への対応が先行している状況には変わりは無い。今期以降、本業での貸出金の収益力が継続するならば、なお余力が残る結果となり、邦銀のバーゼルⅢ実施に関する優位性は、維持されるものと言えるであろう。